

《試験前までに必ずお読みください》

令和5年度 簿記検定試験のご案内

主催 山形商工会議所
日本商工会議所

1 開催期日・試験開始時刻・申込期間

回数	期日	試験開始時刻	申込期間
第164回	令和5年6月11日(日)	1級 9時00分	5月2日(火)～5月12日(金)
第165回	令和5年11月19日(日)	2級 13時30分	10月13日(金)9時00分 ～10月20日(金)23時00分
第166回	令和6年2月25日(日)	3級 1回目 9時00分 2回目 11時00分	1月19日(金)～1月26日(金)

※第166回は2・3級のみ施行

※3級は申込者多数の場合、試験を2回実施します。ご自身の試験開始時間は、受験票でご確認ください。なお、試験の開始時間（1回目／2回目）を選ぶことはできません。

2 試験会場 山形商工会議所会館 (山形市七日町 3-1-9)

※ 開場 1級・・・8時30分
2級・・・13時00分
3級・・・1回目／8時30分、2回目／10時30分

3 問合せ先 山形商工会議所 地域振興課

〒990-8501 山形市七日町 3-1-9 TEL023-622-4666

4 試験科目・定員・程度・受験料

級別	定員 (先着順)	科目	試験時間	程度	受験料 (消費税込)
1級	24名	商業簿記 工業簿記 原価計算 会計学	前半90分 後半90分	極めて高度な商業簿記・会計学・工業簿記・原価計算を修得し、会計基準や会社法、財務諸表等規則などの企業会計に関する法規を踏まえて、経営管理や経営分析を行うことができる。	7,850円
2級	100名	商業簿記 工業簿記	90分	高度な商業簿記・工業簿記（原価計算を含む）を修得し、財務諸表の数字から経営内容を把握できるなど、企業活動や会計実務を踏まえ適切な処理や分析を行うことができる。 5題以内	4,720円
3級	200名 (100名 ×2回転)	商業簿記	60分	基本的な商業簿記を修得し、小規模企業における企業活動や会計実務を踏まえ、経理関連書類の適切な処理を行うことができる。 3題以内	2,850円

※定員に達した際は申込期間満了を待たずに申込を締め切らせていただきます。

5 申込方法（インターネット申込のみとなります）※先着順

(1)山形商工会議所ホームページより「簿記検定ネット申込受付」へアクセスし、受験者への連絡・注意事項をご確認の上、申込画面にお進みください。

【URL】<https://www.yamagata-cci.or.jp/>

(2)受験料の支払方法は下記により選択してください。

・クレジット決済 ・コンビニ決済

(3)インターネット申込は、受験料の他に事務手数料として**524円**をご負担願います。

(4)受験料は申込後、画面に表示される指定期日まで必ずお支払いください。指定期日を過ぎますと受験申込が無効となりますので、ご注意ください。

(5)コンビニ決済を選択された場合は、コンビニエンスストア窓口でのお支払い手続きを行うまで、申込が完了いたしません。申込後、画面に表示される受験料納付期限までに受験料のお支払いが行われない場合は、お申込が無効となりますのでご了承ください。

(6)受験票は受験料のお支払いの時期に関わらず、試験日の約2週間前までに郵送いたします。

試験10日前までに受験票が届かない場合は、当所までご連絡ください。ご連絡がなく受験できなかった場合の責任は負いかねますので、予めご了承ください。

6 合格基準 試験の採点は各級とも100点満点とし、70点をもって合格とします。
但し、1級に限り1科目ごと得点が40%に満たないものは不合格とします。

7 合格発表 受験番号による発表となります。

(1)	級別	期 日
	1 級	中央審査の上、試験から約50日後発表予定 (結果がわかり次第本人宛通知いたします。)
	2・3 級	試験施行翌々週の月曜日 午前11時（但し、祝日の場合は翌日） 山形商工会議所（住所：山形市七日町3-1-9） および当所HPにて発表します。

※山形商工会議所HP URL：<https://www.yamagata-cci.or.jp/>

(2) 電話による合否のお問合せには応じておりません。

(3) 採点結果を必要とされる方は、下記の様式をご準備のうえ返信用封筒(84円切手貼付)を添えてお申込みください。（発表後から1ヶ月以内にご送付いたします。）

検定種目	級別	受験番号	1	2	3	4	5	合 計
簿 記								

8 合格証書

(1) 合格証書は合格発表から約1ヶ月後に当所より送付します。（発表後2ヶ月たっても届かない場合は当所へお問合せ願います。）

(2) 合格証書の再発行はいたしません。合格の証明が必要な場合は合格証明書(有料)を発行いたします。

9 そ の 他

(1) **試験の当日「身分証明書」等による受験者本人の確認をいたしますので、運転免許証・パスポート・社員証・学生証など第三者が発行したもので、氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できるものをご持参ください。**（当日身分証明書を忘れた方は、試験本部で手続きし本人確認申請書の本人控えと身分証明書のコピーを期限内に提出していただくこととなります。なお、手続きをしていない場合や期限内に提出のない場合は、欠席扱いとなりますのでご注意ください。）

(2) 試験について

- ① 試験会場および試験開始時間を間違えないように注意してください。
- ② **受験票、身分証明書、筆記用具（HB または B の黒鉛筆・シャープペンシル・消しゴムに限り
ます。ラインマーカーや定規等は持参できません）、計算器具（1 点）を持参してください。**
- ③ 受験票と同じ番号の席についてください。
- ④ 以下の時間を過ぎた場合、試験会場に入室することはできません。
1 級：9 時 30 分 2 級：14 時 00 分 3 級：1 回目／9 時 30 分、2 回目／11 時 30 分
- ⑤ 試験開始より 30 分以内 及び試験終了 10 分前からは退席できません。

(3) 試験問題について

- ① 問題用紙及び答案用紙の所定の欄に、受験番号、氏名、生年月日を記入してください。
- ② 試験問題に関する質問は一切受けつけません。但し印刷不鮮明のものがあれば監督者に申し出てください。
- ③ 退場の際は、全ての問題用紙・答案用紙・計算用紙すべてを提出してから（冊子形式）すみやかに退場してください。**問題用紙・答案用紙・計算用紙のすべてを持ち帰ることができません。**（1 級は、前半・後半において問題用紙・答案用紙・計算用紙は別々です。）冊子の一部を切り取るなどして持ち帰った場合は、失格となり、今後の受験をお断りする場合がありますので、ご注意ください。
- ④ 試験の答案は閲覧できません。

(4) 簿記検定 1 級合格者に対する特典

- ① 税理士法第 5 条第 1 項第 11 号の規定にもとづく国税審議会の認定により税理士試験の受験資格が認められます。
- ② 職業能力開発促進法第 30 条の規定にもとづく公共職業訓練及び認定事業内職業訓練指導員資格試験における事務員の試験において、実技試験のうち「簿記」及び学科試験のうち「簿記」が免除されております。この資格試験は各都道府県が必要に応じて行うもので、募集の際は受験申込書に商工会議所発行の合格証明書を添付のうえ、各都道府県庁職業訓練課または職業安定課に直接申込みます。

(5) その他

- ① 試験当日は試験開始 10 分前には席についてください。
- ② 携帯電話や腕時計型情報端末等のモバイル機器の使用を禁止します。必ず電源を切ってください。指示に従わないで、試験時間中に着信音が鳴るなどした場合は、退場させる場合もあります。
- ③ 計算器具（そろばん、電卓）を使用しても構いません。ただし**電卓は、計算機能のみのものに限り、**以下の機能があるものは持ち込みできません。

○印刷（出力）機能 ○メロディー（音の出る）機能

○プログラム機能（例：関数電卓等の多機能な電卓、売価計算・原価計算等の公式の記憶機能がある電卓） ○辞書機能（文字入力を含む）

（注）ただし、次のような機能は、プログラム機能に該当しないものとして、試験会場での使用を可とします。

○日数計算 ○時間計算 ○換算 ○税計算 ○検算（音の出ないものに限る）

- ④ 別紙により「**受験に関する同意事項**」を添付致しますので、**必ずお読みください。**
- ⑤ 本検定試験をお申し込みされた方は、受験要項・同意事項・その他の資料に記載されている全ての事項について同意しているものとみなします。

【簿記検定試験会場案内】

山形商工会議所会館 5階会議室（山形市七日町 3-1-9）

※山形駅から徒歩約30分 ※山形市役所向かい

【当日の注意事項】

- 1 開 場 1級 8時30分
2級 13時00分
3級 1回目／8時30分、2回目／10時30分
- 2 試験開始時間 1級 9時00分 ※1級は6月・11月のみ施行いたしております。
2級 13時30分
3級 1回目／9時00分、2回目／11時00分
- 3 試験開始10分前に席についてください。
- 4 携帯電話等の電源は切るようにしてください。
- 5 受験者用の駐車場は用意いたしておりません。近隣の有料駐車場や公共交通機関、送迎等でお越しください。

問合せ先 山形商工会議所 地域振興課

〒990-8501 山形市七日町 3-1-9 (TEL 023-622-4666 FAX 023-622-4668)

URL : <https://www.yamagata-cci.or.jp/>

日本商工会議所の簿記検定試験は県内の各商工会議所で施行いたしております

酒田商工会議所	酒田市中町 2-5-10	TEL 0234-22-9311
鶴岡商工会議所	鶴岡市馬場町 8-13	TEL 0235-24-7711
米沢商工会議所	米沢市中央 4-1-30	TEL 0238-21-5111
新庄商工会議所	新庄市住吉町 3-8	TEL 0233-22-6855
長井商工会議所	長井市館町北 6-27	TEL 0238-84-5394

日本商工会議所主催の各種検定試験情報掲載のWEBサイト <https://www.kentei.ne.jp/>